●ハヤカワビル固定資産税の件

Ｑ.

ハヤカワビルは、所有者がわからないので、行政代執行を計画してると議事録にありましたが、そもそも税金を払っていないのなら、過去分を追徴課税で支払いをしてもらうために裁判所へ訴えて、持ち主の特定をしてもらえば良いのではないですか？
弱者には厳しいが、差別だと思う。

（令和 8 年 10 月受付）

Ａ.

日頃から本市の税務行政に御理解と御協力をいただき誠にありがとうございます。
「ハヤカワビル固定資産税の件」につきましては、御指摘のとおり所有者の所在が不明であるため、管理指導が極めて困難であることは、これまで市議会で答弁しているところです。
しかしながら、市は不動産登記を基に所有者を把握し、固定資産税の課税手続きを行っており、市が特定の所有者を優遇したり、対応を変えたりすることは一切ありません。
また、「弱者には厳しいが、差別だと思う。」との御意見につきましては、生活に困難を抱えている方や社会的に弱い立場にある方に対して、行政が十分に配慮し、必要な支援を行うことは大変重要であることと承知しておりますが、市税の徴収については、個々の事情に配慮しながらも、全ての納税義務者に対して法律に基づき対処しており、仮に滞納が生じた場合は、法律で定められた厳格な手続きを適切に進めることとなっております。
市といたしましては、市民の皆様からお預かりする大切な税金が公平に扱われるよう、今後も法律に基づいた適正な税務行政を徹底してまいります。

（令和 8 年 10 月 26 日回答）
※上記の回答内容はすべて回答日時点のものであり、現在とは異なる場合があります。